

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する
岡山県計画

岡 山 県

令和4年1月

目 次

	ページ
計画策定の目的	1
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	1
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	1
2 一人親方等への対処の必要性	3
3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	3
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	4
1 適正な請負代金の額、工期等の設定	4
2 設計、施工等の各段階における措置	4
3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	4
4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	5
第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策	6
1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	6
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	6
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	6
2 責任体制の明確化	7
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	7
(1) 建設業者間の連携の促進	7
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	7
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	8
4 建設工事の現場の安全性の点検等	8
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	8
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	9
5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	10
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	10
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	10
第4 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	12
1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	12
(1) 社会保険等の加入の徹底	12
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	12
(3) 「働き方改革」の推進	13
2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	14
3 計画の推進体制	14
4 施策の推進状況の点検と計画の見直し	15

〔計画策定の目的〕

建設業は社会インフラの整備を行う重要な産業であるとともに、相次ぐ自然災害からの復旧・復興に直接寄与するなど、人々の安全安心な暮らしにとってなくてはならないものである。

しかしながら、全国的に建設業従事者の高年齢化が進む一方、若者の入職は減少しており、就労環境の改善によって建設業の担い手を確保し、定着を進めていくことが急務となっている。

このような中、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として、平成 29 年 3 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）」が施行された。

本計画は、同法第 9 条に基づく県計画として、発注主体を問わず、建設工事の関係者が共通認識を持ち、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものである。

第 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

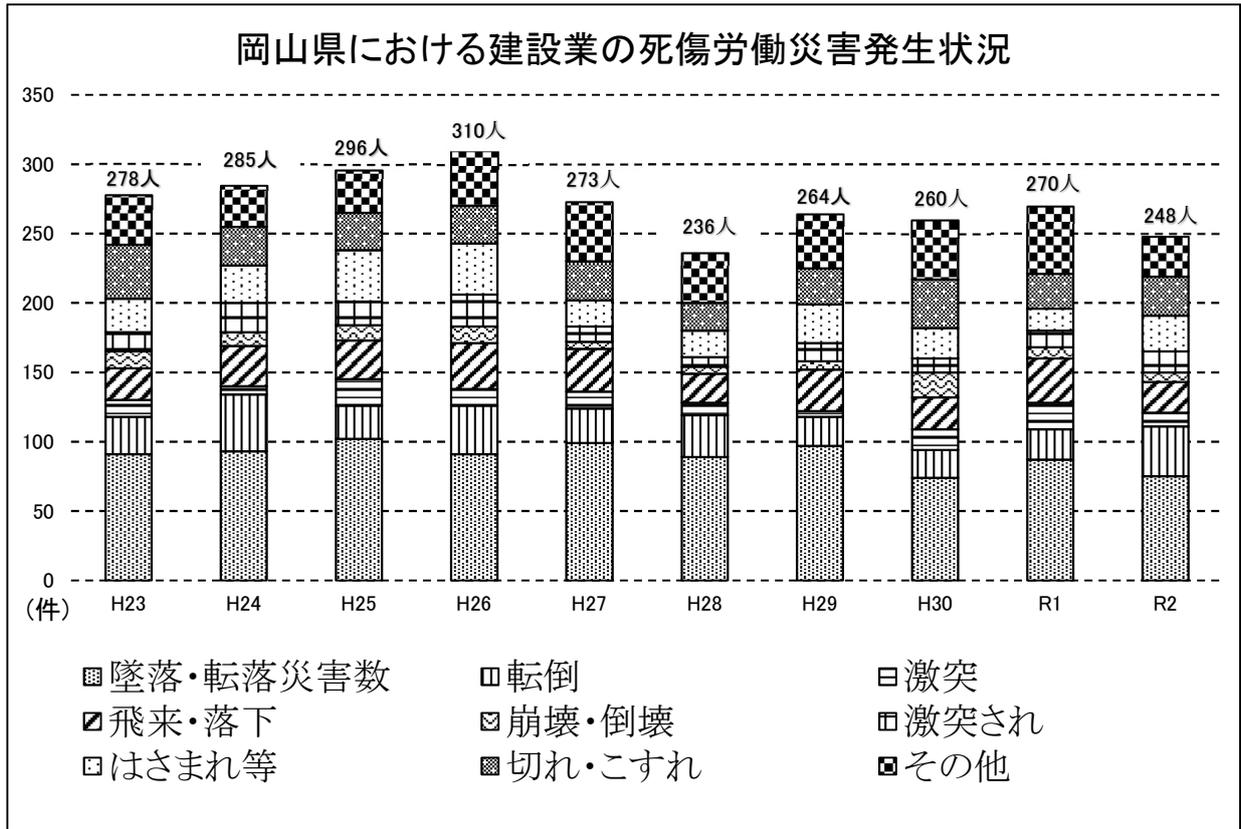
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における労働災害の発生状況は、昭和 48 年には 2,748 人にも上っていた死傷者数は、令和 2 年には 248 人まで減少しており、長期的には減少傾向にあるが、ここ数年は増減を繰り返している。

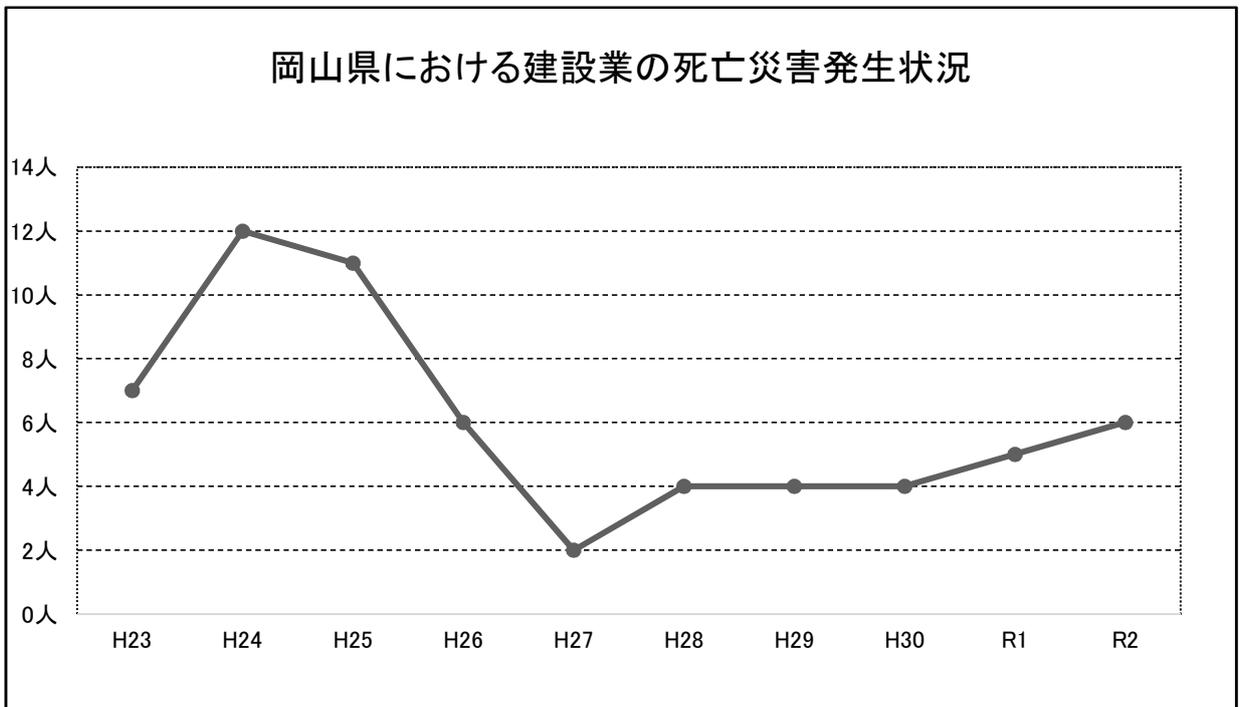
また、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、令和 2 年には、全国で約 360 人、本県では 6 人の尊い命が失われている。

このことを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。



※岡山労働局HP「統計情報」から作成



※岡山労働局HP「統計情報」から作成

2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象とはならない。しかし、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、令和 2 年には全国で 97 人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況等から見て、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の間とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的に担い手を確保し、定着を進めていくことが急務である。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理がある手段を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理の下、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずることが重要である。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば1人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等

から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質を更に醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険（☞）の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られることが必要である。

☞社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険を指す。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じた労働災害防止対策を講ずることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

【主な取組】

- 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【中国地方整備局・岡山県】
- 元請下請取引に係る立入検査の実施【中国地方整備局・岡山県】
- リーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の配布【岡山労働局・中国地方整備局・岡山県】
- ダンピング防止のための低入札価格調査制度等の活用【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】
- 市町村の入札契約制度の改善促進に関する情報提供【岡山県】
- 市町村の入札契約に関する相談員制度の運用【岡山県建設業協会】

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われるなどの環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用により施工時期を平準化するなど計画的な発注を実施する。

【主な取組】

- 週休二日工事の活用【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】
- 「土木工事設計変更ガイドライン」の周知【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】

- 発注見通しの公表【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】
- 債務負担行為や余裕期間等の活用による施工時期の平準化【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】

2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

【主な取組】

- 集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の実施【岡山労働局】
- 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 元請下請取引に係る立入検査の実施【中国地方整備局・岡山県】（再掲）

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

【主な取組】

- 統括安全衛生管理に係る個別の建設現場での指導や集団指導の実施【岡山労働局】
- 現場管理者統括管理講習の実施【建設業労働災害防止協会岡山県支部】

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、国による一人親方等の災害防止対策や処遇改善に関する検討結果を踏まえ、一人親方等の安全及び健康の確保への取組を進める。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象とはならないため、

一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

【主な取組】

- 一人親方等の労働災害に関する情報を収集し災害防止対策へ活用【岡山労働局・岡山県】
- 一人親方等の業務特性を踏まえた安全衛生教育の実施【岡山労働局・建設業労働災害防止協会岡山県支部】

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保と併せて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

【主な取組】

- 特別加入制度に関するリーフレット「建設工事に従事する一人親方の皆様へ」等を活用した周知【岡山労働局・岡山県建設労働組合・岡山県】
- 特別加入制度に係る情報をホームページに掲載して周知【岡山労働局・岡山県建設労働組合】

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、更には自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一

層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、国民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

【主な取組】

- リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等の公開、事業場等で実施されている安全活動の「見える」化の取組事例を「見える安全活動コンクール」として公開【岡山労働局】
- リスクアセスメントの普及・促進・定着を目指した「リスクにチャレンジ！岡山」運動の実施【建設業労働災害防止協会岡山県支部】
- 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入【建設業労働災害防止協会岡山県支部】
- 安全衛生講習の実施【建設業労働災害防止協会岡山県支部】
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定【中四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機（⇒）やドローン等の無人航空機を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

【主な取組】

- ICT活用工事の実施促進【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】
- エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）の周知【岡山労働局・岡山県】
- 熱中症の予防対策に係る情報のウェブサイトへの掲載による周知【岡山労働局】
- 個別の建設現場へのリーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を配布による指導周知【岡山労働局・岡山県】

⇒ ICT (Information and Communication Technology) 建機
情報通信技術を活用した建設機械

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

【主な取組】

- 建設工事従事者のキャリアに応じた技能実習の実施支援【岡山労働局】
- 集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の実施【岡山労働局】(再掲)

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績を挙げた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準を更に高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にもつなげる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

【主な取組】

- リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等の公開、事業場等で実施されている安全活動の「見える」化の取組事例を「見える安全活動コンクール」として公開【岡山労働局】(再掲)
- リスクアセスメントの普及・促進・定着を目指した「リスクにチャレンジ!岡山」運動の実施【建設業労働災害防止協会岡山県支部】(再掲)

- 安全衛生講習の実施【建設業労働災害防止協会岡山県支部】（再掲）
- 優れた技能と経験を有するとともに、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長を顕彰する「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の実施【岡山労働局】
- 工事現場への安全衛生パトロールの実施【岡山労働局・岡山県建設業協会・建設業労働災害防止協会岡山県支部】
- ストレスチェック制度の普及とストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析の実施要請および岡山産業保健総合支援センターの活用促進【岡山労働局】
- 熱中症の予防対策に係る情報のウェブサイトへの掲載による周知【岡山労働局】（再掲）
- 個別の建設現場へのリーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を配布による指導周知【岡山労働局・岡山県】（再掲）

第4 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、関係機関・団体と連携し、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

【主な取組】

- 建設業許可申請時の未加入業者への指導（社会保険への加入を許可要件化（令和2年10月～））【中国地方整備局・岡山県】
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知【中国地方整備局・岡山県】
- 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 元請下請取引に係る立入検査の実施【中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 特別加入制度に関するリーフレット「建設工事に従事する一人親方の皆様へ」等を活用した周知【岡山労働局・岡山県】（再掲）

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、官民一体となって建設キャリアアップシステム(☞)の活用を推進する。

【主な取組】

- 公共工事における建設キャリアアップシステムの活用【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】

☞建設キャリアアップシステム

技能者の現場における就業履歴や保有する資格などを、技能者に配布するICカードを通じて業界統一のルールでシステムに蓄積することによって、技能者の

処遇改善や技能の研鑽を図るもの。

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、国の「働き方改革実行計画」及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事において、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等を促進する。

また、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、福利厚生の実施や従業員のスキルアップのための研修・講習への参加、若手従業員へのきめ細かなフォロー等、建設業者が取り組む労働環境の改善を後押しするとともに、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」に基づき、女性が働き続けられるための環境整備等を進める。

さらに、若者に対して、建設業の魅力ややりがい、関係機関・団体と連携して積極的に発信する。

加えて、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの実施等の取組を推進する。

これらの取組を通じて建設業における働き方改革を進め、人材の確保と定着を図る。

【主な取組】

- 働き方改革関連法の周知【岡山労働局】
- 週休二日工事の活用【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 「土木工事設計変更ガイドライン」の周知【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 発注見通しの公表【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 債務負担行為や余裕期間等の活用による施工時期の平準化【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 元請下請取引に係る立入検査の実施【中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- リーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の配布【岡山労働局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- ダンピング防止のための低入札価格調査制度等の活用【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）
- 市町村の入札契約制度の改善促進に関する情報提供【岡山県】（再掲）
- 市町村の入札契約に関する相談員制度の運用【岡山県建設業協会】（再掲）
- 公共工事における建設キャリアアップシステムの活用【中国四国農政局・中国地方整備局・岡山県】（再掲）

- 建設業従事者と高校生が意見交換を行う「おかやま建設企業ライブ」の開催【岡山県】
- 高校生の建設工事等現場見学会の開催支援【岡山県】
- 育児休暇の導入など福利厚生の実施や、研修・講習会など従業員のスキルアップに対する公的支援を総合的に紹介するリーフレット等の作成【岡山県】
- 若手従業員のフォローや女性の活躍など、労働環境改善の先進的な取組に係る講習会等の開催【岡山県】

2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多く、県内における令和2年の労働災害において事故の30.2%を占めている状況にあり、過去の墜落・転落災害を見ると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害の更なる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

また、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

加えて、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について、国の調査・検討を踏まえ、実効性のある対策を講ずる。

【主な取組】

- 工事現場への安全衛生パトロールの実施【岡山労働局・岡山県建設業協会・建設業労働災害防止協会岡山県支部】（再掲）

3 計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、関係機関・関係団体が必要に応じて連絡・協議を行うなど連携を図りながら、実効性のある施策を着実に推進する。

【関係機関・関係団体】

- 厚生労働省岡山労働局
- 農林水産省中国四国農政局
- 国土交通省中国地方整備局
- 一般社団法人岡山県建設業協会
- 建設業労働災害防止協会岡山県支部
- 一般社団法人建設産業専門団体中国地区連合会

岡山県建設労働組合
岡山県

4 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策について、関係機関・関係団体と協議の上、随時見直しを図り、本計画に検討を加え、必要があるときには、速やかにこれを変更する。